

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年8月6日
【会社名】	昭和ホールディングス株式会社
【英訳名】	Showa Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	保全管理人 岩崎 晃
【本店の所在の場所】	千葉県柏市十余二348番地
【電話番号】	03-6222-7234
【事務連絡者氏名】	保全管理人 岩崎 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目1番3号宝町TATSUMIビル5階
【電話番号】	03-6222-7234
【事務連絡者氏名】	保全管理人 岩崎 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2026年7月17日付けで会社更生手続開始の申立てを受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該会社更生手続開始の申立て等を行った者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ジェイトラスト・アジア・プライベート・リミテッド

住所 049319 シンガポール共和国 コリヤーキー20 #06 - 01 コリヤーキー20

代表者の氏名 ディレクター 藤澤信義

- (2) 当該会社更生手続開始の申立て等を行った年月日

2026年7月17日

- (3) 当該会社更生手続開始の申立て等に至った経緯

当社は、2026年7月17日付で、当社に対して損害賠償請求権を有すると主張するジェイトラスト・アジア・プライベート・リミテッドから、東京地方裁判所に対する更生手続開始の申立てを受けました。

なお、現時点においては更生手続開始の決定がなされたものではなく、開始の可否については、今後、裁判所において審理・判断がなされる予定です。

- (4) 当該会社更生手続開始の申立て等の内容

申立日 2026年7月17日

保全管理命令 同日

管轄裁判所 東京地方裁判所

事件名 令和8年(ミ)第6号 会社更生事件

保全管理人 弁護士 岩崎 晃